

Title	徳川時代に於ける農村経済の一端
Sub Title	
Author	野村, 兼太郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1935
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.29, No.10 (1935. 10) ,p.1507(111)- 1553(157)
JaLC DOI	10.14991/001.19351000-0111
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19351000-0111

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

活調査」の方法そのものに就いての慎重な科學的價值が加へられなければ、未だ調査の結果をそのまま信頼する譯には行かないことは云ふまでもない。しかもこの基本的にして重要な問題に對しては、殆んど全く本論中に觸れる餘蘊を持たなかつたが、それは筆者達がこの點を輕視したからではない。何れ調査の完成を俟つてこれを補つて行き度いと考へてゐる。従つてこの點に關して特に讀者の了解を得て置き度いと思ふ。

最後に本調査の整理に際して多大の援助をなされた大學院學生小古間隆藏君に厚く感謝の意を表すると同時に、都市社會事業研究會の多くの學生諸君にも同様の意味に於いて此處に感謝の意を傳へて置かねばならない。また本論の調査の二三の點に就いて御教示を賜つた同僚小島榮次教授に對して厚く禮を申し述べて此處に筆を擱く。

昭和十年九月二十日稿了。

徳川時代に於ける農村經濟の一端

野村兼太郎

本稿の目的とするところは、徳川時代に於けるある農村のある年の經濟生活を出來るだけ明かにして見ようと云ふにある。徳川時代の農村の負擔が如何なるものであつたかを説明する一端となすものである。ある期間に互つて、農村負擔の變化を研究する前提として、特にある一ヶ年を限定して、出來る限り、詳細に調べて見る必要があると考へたためである。故に本稿は次に發表する豫定である同じ村の負擔の動態的研究の序説をなすものである。唯この種の研究に最も困難を感じるのは、農村帳簿類の完全に現存してゐることが稀であること、それ等帳簿自體の不明なること、及び計算その他にかなり不確實な點が存してゐること等である。以下の研究もこれ等のために、多少推定を試みる必要があつたり、又私自身の無知から誤謬を冒してゐることも、定めし多からうと思ふから、偏に先覺諸氏の御叱正を仰ぐ次第である。

私は本誌第二十九卷第六號に、「徳川後期に於ける農村人口の一例」と題し、下野國都賀郡上泉村(今の下都賀郡中村大字上泉)について一文を草したが、本稿も亦同村を材料とせるものである。今特にある一年を選んで、その説明の對象とするのであるが、大體残存せる資料の比較的多く、かつ比較的古い年を採用することにした。その結果、こゝに文化十四丁丑の年(一八一七)を得たのである。

今こゝに利用することを得た同年の資料等は次ぎの如くである。

「人別五人組御改帳」下書二冊

「切支丹宗門御改帳」

「御用書扣帳」

「諸入用扣帳」

「富田役場錢取立割賦帳」

「丑夫金井水門入用諸指替割帳」

「村普請人馬遣覺帳」

「當丑御國役井ニ御藏三役給割賦帳」

「丑御年貢米村納庭帳」

「丑田方御檢見御引米割賦帳」

「丑畑方元永并干損永引帳」

「丑年貢可納割付之事」

「丑年御物成御勘定帳」(文化十五年)

「當丑田方御年貢米勘定帳」

「丑畑方秋成御年貢取立帳」

「丑御年貢川岸出渡錢帳」

「丑畑方御年貢夏秋取立帳」

「丑年糠糞永割賦帳」

「丑畑方御年貢取立勘定帳」

「御鷹宿諸入用割帳」

「丑七月諸入用割帳」

「丑暮諸入用割帳」

「丸俵端米差引勘定帳」

「當丑畑方御見分本永書拔」

「當丑御檢見諸懸リ割賦帳」

「丑干損畑御見分小前帳」

「當丑田方早稻御檢見小前帳」

「晚稻御檢見諸入用扣帳」

「丑田方晚稻御檢見小前帳」

「富田宿助人馬勤日々通帳」(明和五年)

「五人組帳」(寶曆九年)

「田畑割高帳」(文化十三年)

二

最初に明かになすべきことは、文化十四年に於ける同村の人口状態である。人口状態を知る上に、我々が依據することが出来るものは、「人別五人組帳」と「宗門改帳」とであるが、それ等はそのままには信頼し得ない。このことはすでに前掲拙稿の中に詳細に論じて置いたから参照されたい。しかし他に依るべきものない場合、これ等に従つて説明せざるを得ない。

文化十四年に於ける宗門改に關する記事を見ると、二月七日に宗門御用として、名主外一名がその宗門改役所に赴いたらしい。そして同八日に左の如き命令を受けてゐる。

「當春宗門御改之義、來月八日、四ツ時々九ツ時迄之内、其霞中相改ひ間、例年之通御帳面念入仕立、其外人馬目

録、増減差引、兎末無之様相改差出シ可申事

宗門改役所」

これに依れば、調査報告が三月八日の如くであるが、この三月八日の宗門改については今少し調べて見る必要がある。即ち三月六日に人別帳改に關し、

「當丑年人別改、寄村近々可相届ひ、當月十五日頃、右出役可有之ニ付、左様相心得、人別帳等用意可致置ひ

地方役所」

前掲の分が宗門役所であり、この方が地方役所であるから、人別帳と宗門帳とが相異なる役所に於いて取扱はるゝものであると見なければならぬ。然らば三月八日の四つから九つまで(午前十時から正午まで)の間に宗門改が行はれたかと云ふに、「諸入用扣帳」の三月八日の項に、「宗門方入用、三百文、名主」とあるばかりである。この名主とあるのは、勿論名主立替の意である。さらに宗門改は秋に今一回行はれたるが如く、七月十八日附を以つて、來月八日取調べ置くべき命令書が、宗門改役所から出てゐる。この時については、八月七日夕から、官藏(名主見習)外一名が一泊がけで出かけてゐる記事がある。

私は前掲論文に於いて、「實際に宗門改帳を納めるのに八月頃までかゝつたらしい云々」と記し、文化十二年の「諸入用扣帳」に據り、八月八日の項に、「宗門帳納泊り」とあることを指示して置いたが、實際には三月八日、八月八日の二回、宗門改が行はれたものらしい。しかし三月の時にも、宗門帳を納附したのか如何かは未だ解らぬ。

以上に依れば、宗門改の方は役人が出張することはなかつたやうであるが、人別改の方は改役人が出張するやうである。以下少しくこの年の人別改に關し記して置かう。三月六日附の前掲の廻文があつた後に、さらに十六日附を以つて、次ぎの如き廻文が出てゐる。

「村々ニ而是迄貧窮者、子六月御拔金頂戴仕ゆ段、人別帳に左之通、致下札差出ゆ様可申觸ゆ旨、御代官中被仰渡ゆ間、左様相心得可被成ゆ」

この命令が救貧事業を明白にするためであるか、又他に一村の人夫調達に参考にするためであるか、不明ではあるが、中世的救貧事業の一端を示すものとして興味がある。

前掲最初の廻文には十五日頃とあつたが、實際には廿三日に役人の出張を見た。

「二人足四人

馬壹匹

越路 金藏

柴田 彌助

遠藤 郡太

齋藤 吉左衛門

右者人別改として來ル廿三日朝六ツ時出宅ニ而、野渡村差口にて出役いたしゆ間、諸事差支等無之様取斗、且書面之人馬并案内等可申合ヌイ

三月廿日

地方役所」

この調査は廿三日晝野渡村、廿三日泊、翌廿四日朝新波村改、同晝緑川村改、同日泊、翌廿五日晝押切村、泊り、下高嶋村へと進むので、丁度古河から真すぐに北上して柄木に向ふわけになる。上泉村は、東水代村、押切村、下河原田村、上河原田村、下泉村と寄村になつてゐるから、廿五日が調査日に當るわけである。如何なる方法で調査したか、今のところ全然不明である。

文化十四年の人口は六十三戸、貳百八拾人で、男百三十七人、女百四十三人、女の方が六人多い。その外に僧侶が一人ゐた。年齢別に依る男女數を示すと、次ぎの如くである。

第一表

年 齡	年 齡		年 齡		年 齡		合 計
	男	女	合 計	男	女	合 計	
十 歳 以 下	二六	三〇	五六	貳拾歳以下	一九	二三	四二
三 十 歳 以 下	二〇	二〇	四〇	四 十 歳 以 下	二三	二三	四六
五 十 歳 以 下	二〇	一四	三四	六 十 歳 以 下	一一	一七	二九
七 十 歳 以 下	七	一〇	一七	七 十 歳 以 上	一〇	六	一六

右表の如き結果を得たが、最年長者は八十五歳、八十二歳で何れも男子、女子の最高齢者は七十八歳である。概して高齢者は男子が多く、幼年者に女子が多い。農村に於いて最も活動力の多い年齢を、二十一歳以上、五十歳以下とすると、その全人口に對するピアセンテジは四割三歩弱となる。従つて上泉村に於いては、少なくともこの人別帳の示す限りに於いては、農村として比較的多くの労働力を有することになる。しかし人別帳の記載が必ずし

も眞人口を示すものでないことは、すでに前掲論文に述べて置いたが、こゝにも一例が擧げられる。即ち「人別五人組帳」にも、又「宗門改帳」にも、家持與藏三十四歳、妻もと三拾八歳、母りの五十六歳の一家が掲げてあるが、「諸入用扣帳」の二月の項に「與藏出奔届け」の記事がある。少くとも人別調査以前に與藏は出奔してゐることは明かである。故に勞働力を比較的多く有すると云つても、これを割引して考へる必要がある。

さらに出奔人にあらずして、人別帳には當然記載されてはゐるが、旅行又は出稼に出てゐる者も考へられる。この文化十四年度に於いても、次ぎの如き興味ある記事を見出したから、序でに記載して置かう。上泉村の百姓久五郎の兄、倉藏は、五ヶ年前に、井岡村百姓平七方へ掣入りしたが、久五郎方に立戻つてゐた。「人別帳」に明かに記載してあるが、この正月に伊勢參宮並に大和廻りに出かけてゐたのである。ところが大坂で病氣になり、路金に差支へ、致方なく、平野郷御陣屋へ願出で、手形を貰ひ、路金貳分を借用して、歸村したのである。この事件で、村方では地方役所に對し、三月に名主、年寄連名の上、詫状を出し、金子を返済上納してゐる。かうした路用不足の旅行者が相應にあつたものと見え、四月廿八日に、再應左の如き觸書を出してゐる。

「村々百姓共、旅先ニ而路用差詰り趣申立、江戸表御上屋敷、并ニ平野郷御陣屋江、拜借等相願ひ者、間々在之候得共、以來容易ニ相聞届在之間敷、旅出いたし度旨申出ひ者は、路用貯有無之儀、村役人共ニ而得與相糺、路用心掛不行届者は、旅行願等取扱不申ひ様、去ル申年申觸置ひ處、既ニ當正月中、願も無之伊勢參宮罷越ひ已ならず、路用差詰り、平野郷御陣屋へ拜借相願、御咎メ被仰付ひ者も在之、甚心得違之義ニ付、以來右躰之義無之様、小前一統江精々可申聞置ひ以上」

かうした旅行者 出奔人は何れも人別帳には記載されてゐるわけである。従つて實際人口數は割引される筈である。前述せる人口調査に際し、各寄村々の費用分擔の計算は一層このことを明瞭にする。即ち押切村より上泉村に宛て、通告された請求書は、これを明示するものである。

「覺

人高千五百六拾人

一錢貳拾貫九百拾七文

人高貳百五拾壹人

一錢三貫三百七拾文

壹人ニ付拾貳文九分懸り

上泉村

右者當人別御改御泊り并御晝賄諸入用割賦仕差上申ひ間、何卒來月七日頃迄ニ、拙宅江御届被成下ひ様御願奉申上ひ、勿論諸色高直、其上御晝賄等、余斗御座ひ故、多分ニ茂相懸りひ様奉存ひへ者、皆様御立會奉願上度奉存ひ得共、最早時節柄ニ茂□事故、無余義、村役人共ニ而割合仕ひ、此段御承知被成下、右日限迄ニ乍御苦勞御届ケ被下置度奉願上ひ已上

三月廿九日

押切村

名主 重 郎 平

右一人宛の計算は明かに誤りで、一人宛拾三匁四分強となり、上泉村人口貳百五十一人で、約三貫三百七十文となる。この上泉村届出貳百八拾人に對し、割宛人口が二十九名少ないのは、上記のやうな實際上在住しない者があつたためであると推測するか、又は貧窮甚しい者を除いたと見るかしなければならぬが、他村からの割宛であるから、後者はありさうにないことである。調査に來た役人がこれを知つてゐたか如何か解らないが、所謂調査が甚しく形式的なものであつたことは、十分推測されよう。「諸色高直、其上御書賄等余斗御座ゆ故」の一句は、言外に調査役人に對する變應の態度を示してゐる。

上述の如き事情は存してゐるが、大體に於いて上泉村が大して貧村ではなかつたやうに思はれる。例へば成年男子の在村者の比較的多いこと、女子の數の多いことなどからも推測し得よう。

三

次に各人持の田畑高を明かにしよう。文化十四年の分はないが、その前年、文化十三年の「田畑割高帳」がある。これに張紙があつて文化十四年の訂正が記されてゐる。不幸にして、全部の張紙が存してゐるのか如何か解らないから、大體十三年度を基準として、左に表記することにした。

第二表 (括弧内は文化十四年度の訂正)

名	稱	田	畑	石	合	計	備	考
1	彌惣次	八石七斗貳升	九石三斗三升七合	九石七斗五升三合	十八石五升七合	十八石四斗七升三合		名主給貳拾石

2	淺右衛門	四石八斗壹升四合	六石八斗三升五合	(八石二斗九升三合)	十一石六斗四升九合	(十三石一斗七合)	外、多左衛門分預り 畑石二斗五升	
3	多左衛門	二石二斗八升五合	九斗九升五合	一石七斗一升	三石二斗八升	五石六斗一升四合	(抹消)	
4	*喜藏	三石九斗四合	一石七斗一升	七斗五升六合	五石九斗五升壹合	三石九斗五升壹合	外、元右衛門分引受 畑石二斗五升 (なし)	
5	藤吉	三石壹斗九升五合	三石四斗七升壹合	(四石六升壹合)	十石壹斗二升四合	(十石七斗壹升四合)	外、畑一石一斗二升預り (なし)	
6	金兵衛	六石六斗五升三合	三石壹斗貳升六合	(五石四斗九合)	二石四斗三升九合	十三石八斗一升九合	(抹消)	
7	勇藏	壹石三斗一升三合	三石五斗六升一合	五石九斗一升二合	十四石三斗三升二合	十一石三斗二升一合	外、田六斗二升 畑一石八斗四升四合持分 (右おやそ分となる)	
8	重兵衛 (おやそ)	十石二斗五升八合	五石壹斗二升六合	五石九斗一升二合	十四石九斗	十四石三斗三升二合	外、畑六斗九升七合預り (右なし)	
9	八郎右衛門	九石七斗七升四合	五石九斗一升二合	五石八斗壹升八合	十一石三斗二升一合	十九石一斗一升四合	外、畑六斗三升七合 田一石九斗八升三合預り	
10	喜右衛門	八石四斗二升	五石九斗一升二合	(五石四斗九合)	十九石二升八合	十九石五斗四升四合		
11	五兵衛	五石五斗壹合	六石八斗五升三合	(六石六斗三升六合)	九石二升八合	九石六升七合		
12	五左衛門	六石九斗五升九合	二石六升九合	(六石八斗五升三合)	九石二升八合	九石六升七合		
13	傳七	八石七斗二升四合	十石三斗九升	(七石五斗一升四合)	十九石一斗一升四合	十九石五斗四升四合		
14	清助	貳石二斗二升四合	六石八斗五升三合	(六石六斗三升六合)	九石二升八合	九石六升七合		
15	多兵衛	八石三斗二合	四石六斗七升二合	(八石八斗六升)	十二石七斗四合	十二石七斗四合		
16	與兵衛	一石六斗四升七合	一石六斗一升五合	(一石二斗九升三合)	三石二斗六升二合	三石二斗六升二合	外、(丙十四年度より畑七斗三升八合係右衛門)	

17	與藏	五石四斗一升一合 (なし)	四石二斗三合 (一石二斗九升四合)	九石六斗壹升四合 (一石二斗九升四合)	
18	*助之丞	四石四斗九升三合	三石壹斗四升三合	七石六斗三升六合	(抹消)
19	直吉	貳石八斗三升九合	一石六斗四升 (一石九斗七升)	四石四斗七升九合 (四石八斗一升)	
20	千松	三石一斗三升二合 (なし)	一石五斗九升八合 (九斗五升七合)	四石七斗三升 (九斗五升七合)	外ニ畑三斗三升預リ
21	淺之丞	二石九斗七升八合	五石一斗一升五合	八石九升三合	
22	磯八	二石九斗二升九合	二石一斗四合	四石九斗四升三合	
23	松兵衛	二石八斗九升	二石七斗三升七合	五石六斗二升七合	
24	藤左衛門	三石七斗二升三合	二石二斗七合	五石九斗三升	
25	半右衛門	五石六升三合	一石四斗二升五合	六石四斗九升八合	外ニ畑二石一斗七升 四合預リ
26	源兵衛	四石六斗五升三合	二石九斗六升六合	七石六斗一升九合	
27	吉左衛門	六石七斗九合	三石五斗六升七合	十石二斗七升六合	
28	常七	七石三斗一升三合	壹石五升壹合	十石五斗二合	
29	吉藏	三石二斗一升八合	三石一斗八升九合	四石六斗九升九合	
30	傳左衛門	四石四斗三升六合	四石八斗五升八合	九石二斗九升四合	
31	喜八	拾壹石三斗五升六合	四石七斗二升五合	十六石八升一合	
32	五右衛門	六石三升七合	三石四斗一升	九石四斗四升七合	外ニ畑六斗三升二合 田一石七斗預リ (なし)
33	理右衛門	三石三斗三升九合	一石一斗八合	四石四斗四升七合	
34	藤右衛門	五石五斗一升四合	六石六升九合	十一石五斗八升三合	
35	六之丞	四石六斗九升六合	五石六升七合	九石七斗五升八合	
36	與右衛門	二石三斗三升二合 (一石四斗七升九合)	八石六斗八升一合 (九石四斗七升八合)	十一石一升三合 (十石九斗五升七合)	田八斗五升八合預リ (なし)
37	忠八	九石七斗	三石九斗二合 (四石六斗四升)	十三石六斗二合 (十四石三斗四合)	畑二石二斗二升五合 田九斗七升八合預リ (なし)
38	久左衛門	一石七升五合 (なし)	七斗五升六合 (三斗三升)	一石八斗三升一合 (三斗三升)	三斗三升は本來の持分
39	源右衛門	六石一斗二升四合	三石九斗四升三合	十石一斗六升七合	
40	辰五郎	六石五斗七升五合	一石五斗一升二合	八石八升七合	
41	新之丞	二石三斗九升	二石四斗八升七合 (一石九斗七合)	四石八斗七升七合 (四石二斗九升七合)	
42	彌八	三石五斗四升二合	一石二斗六升	四石八斗二合	
43	多七	二石六斗四升二合	四斗四升壹合	三石八升三合	
44	寅松	三石一斗九升八合	三斗壹升四合	三石五斗一升二合	(抹消)
45	*作右衛門	二石五斗八升九合	六斗二升一合	三石二斗一升	畑六斗一升五合預リ (抹消)
46	*勇吉	五石二斗三升二合 (二石六斗四升五合)	一石四斗一升一合	六石六斗四升五合 (四石五升六合)	
47	*代治郎	七石四斗五升七合	一石五斗五升三合	九石一升	
48	惣七				

50	善五郎	三石八斗九升三合 (五石三合)	三石一升五合	七石四斗八合 (八石一升八合)	高役諸夫錢は用捨 大豆定使給は小前同様 故に一石一升八合割高
51	圓滿寺	八石五升七合	六石四斗九升五合	十四石五斗五升二合	
52	同寺	三石九升八合	一石七斗二升九合	四石八斗二升七合	
54	光院	四石一斗三合	一石九斗一升五合	六石一升八合	
54	忠治右衛門	三石五斗五升五合	三石九斗二升三合	七石四斗八升八合	
55	斧右衛門	五石二斗九升三合	二石七斗八升九合	八石八升二合	
56	元右衛門	五石三斗六升六合	一石九斗二升四合	七石二斗九升	
57	佐市	二石四斗五升七合	三石四斗二升九合	五石八斗八升六合	(抹消)
59	初五郎	三石一斗九升八合	一石一斗四升八合	四石三斗四升六合	畑一石五斗四升 田八斗六升一合預り (なし)
60	重左衛門	四石三斗七升一合	二石七斗七升八合	七石一斗四升九合	畑一石五斗六合 田四斗二升九合預り (なし)
61	佐左衛門	八石五斗五合	五石九斗三升四合	十四石四斗三升九合	畑二石一斗四升六合預り (なし)
62*	勝右衛門	十三石八斗二升二合	六石二斗四合	二十石二升六合	
63	清藏	七石五斗八升二合	二石七斗	十石二斗八升二合	
64	興助	七石四斗一升四合	三石六斗三升一合	十一石四升一合	畑三斗七合、田三石九 斗三升三合預り (抹消)
65	巳之助	四石五斗八升一合	二石三斗九升五合	六石九斗七升六合	
66	文治郎				

67*	彦惣	八升七合	八斗六升四合	九斗五升一合	
68	下泉村 傳右衛門		壹斗八升八合		
69	林同藏		四斗三升七合		
70	惣右衛門		壹斗四升壹合		
71	源同藏		五斗壹升六合		
72	勇同助		三斗六升三合		
73	押切村 常右衛門		壹石四斗六升貳合		
74	久五郎	壹石二斗七升	貳石六升貳合	三石三斗三升二合	八右衛門引受
75	半左衛門	壹石八斗六升壹合	四斗八升貳合	貳石三斗四升三合	
76	彦兵衛	壹石七斗貳升五合	貳石貳斗八升七合 (貳石八斗三升九合)	四石壹升貳合 (四石五斗六升四合)	
77	同右衛門	貳石四升六合 (三石貳斗五升六合)	貳斗貳升七合 (五斗八升七合)	貳石貳斗七升三合 (三石八斗四升三合)	
78	西山 澤右衛門	六斗四升六合	八石九斗壹升七合 (九石四升九合)	九石五斗六升三合 (九石六斗九升五合)	
79	同右衛門	壹石三斗四升三合	五石二斗壹升五合	六石五斗五升七合	
80	忠右衛門	三石九斗九升壹合 (二石九斗四升壹合)	貳石貳升三合	六石壹升四合 (四石九斗六升四合)	
81	勇右衛門	貳石貳斗九升六合 (三石三斗四升六合)	貳石五斗三升八合 (貳石四斗五升壹合)	四石八斗壹升四合 (五石七斗九升七合)	

以上が貢租を課する際に標準となる各戸所有の石高である。私がかゝにかなりの煩雜にも拘らず、敢て第二表を掲載したのは、(一)前述の拙稿に記載した出奔人の件につき、(二)又同論文に記載した持高變化について、新しく多少の説明を加へ得るがためであり、又(三)以下述べんとする負擔の問題については基礎的なものとなるが故である。先づ第一の點について説明して置く。

本誌六月號に掲載した拙稿第三節に述べた文化十二—三年に於ける八軒の出奔人中、こゝにその者の名稱又は後繼者の名稱を以つて記されてゐるのは、*印を附した(4)(18)(46)(47)(48)(62)(67)の七軒である。この七軒の内(4)(18)(46)(47)の四軒は文化十四年度に於いて白紙を添附して、抹消してある。これは明かに一戸として貢租の負擔に耐へず、經濟的に獨立してゐないことを示すものである。さらに(62)を見ると、人別帳の戸主たる治郎兵衛の名の代りに、父勝右衛門の名となり、表面の全石高は、田石、三石八斗八升四合、畑石、壹石九斗二升八合を有するのに、田は全部久左衛門持になり、畑は壹石四斗七升五合だけ重左衛門持になつて、残りの僅か四斗五升三合だけが勝右衛門の割高となつてゐる。明かに戸主出奔の原因が經濟的困窮にあることを示すものである。次ぎに(67)の彦惣の分であるが、これは名儀は出奔人たる彦惣になつてゐるが、實際の割高が九斗五升一合に減じてゐる(表面上は六石五斗六升六合の高持)のを見ても、彼の出奔が同じく經濟的窮乏にあることが解る。九斗五升一合は恐らく残された家族に依つて維持されてゐたのであらう。唯残りの(48)代治郎の持分については解らない。總高は二石六斗ばかり減少してはゐるが、彼には全く家族がない。何人が四石五升六合の高を持続したのか。恐らく彼自身

が立歸つて來てゐたのかも知れない。しかしこれ等の點は貢租負擔者を明かにすると多少判明する。後に述べる。以上の外に、十三年より十四年にかけて、出奔人たることが明瞭な者に、(17)及び(5)がある。(5)の方は如何なつたか不明であるが、(17)の方は磯七なる者に一家を立てさせてゐる。以上の外、(3)(58)(66)の如く文化十四年度に於いて、抹消されてゐる者は、恐らく出奔又は人別帳に現れざる理由で、その持高を失なつてしまつた者であらう。

次ぎに第二の點について述べる。前掲論文第五節に於いては「人別帳」に記載したる持高に依つて各家の變遷を述べたのであるが、その時にも注意して置いたやうに、必ずしもその記載せる石高に信頼し得ないのである。そこで今實際の經濟力と比較したいのであるが、不幸にして、文化十四年度の「人別五人組帳」は二冊もあるに拘らず、何れも單に高持百姓とのみ記し、精確の數字を掲げてゐない。従つて「人別帳」の示す石高と實際の石高との差違を精密には知り得ない。今第二表に掲げた石高を前掲論文の分類と同様に、大中小の三農に分かつて見ると、次ぎの如き結果を得られる。

第三表

年 度	大 農			中 農			小 農			
	三十石以上	廿五石以上	二十石以上	十五石以上	十石以上	五石以上	一石以上	一石以下	合計	
文化十三年	〇	〇	一	五	一七	二六	一六	三	一九	六八
文化十四年	〇	〇	一	三	一八	二三	一一	四	一五	六〇
			合計			合計			合計	總計

以上は寺院及び他村の者(68より77まで)を省略した殘部について見たのである。唯「人別帳」と異なり、持高なき者の數はこれを擧げることが出来ない。これを前掲論文の表と比較すると、大農の著しい減退がその特徴で、略々同様の傾向を示してゐるが、後に述ぶるが如く、實際上に於いては小農が大農に漸次に併合されてゐるらしい。又文化十四年度だけを見ると、前年度より著しい衰頹を示してゐるが、これは同年が、後に述ぶるが如く、旱魃の年であつたからかも知れない。なほ「田畑高帳」に依つて多少の變遷は知り得るが、これは他の機會に譲る。

以上は文化十四年度の文書類に依つて、大體前掲論文を補足したのであるが、さらに進んで同年に於ける同村の年貢その他の事項について説明を試みよう。

四

徳川時代に於ける農村の負擔の主要なる部分がその土地よりの生産物に對する貢租であることは云ふまでもないが、それ以外に幾多の税や費用が賦課されてゐる。それ等の殆どすべてが、第三表に示した石高に比例して、すべての高持百姓に賦課されるのである。従つて石高の少ない百姓ほど負擔は重くなる。又寺領とか神領とかは、この割宛のあるものからは免れる。同表の(51)(53)がそれに當る。(52)は寺持ではあるが本來の寺領ではなく、恐らく百姓に金を貸し、終に流地にでもなつたものであらう。従つて諸負擔を分擔する。神領や寺領が多ければ多いだけ、それだけ百姓の負擔は増すことになる。又出奔人があると、矢張り全體に對する割宛は増大せざるを得ない。

今上泉村の村高を見ると、田石合三百五拾三石九斗貳升八合、畑石合貳百四拾壹石六斗九升六合、惣高五百九拾五石八斗八升四合である。この中から名主の手當として與へられる二十石と、寺の持高拾九石五斗五升貳合とを差引と、五百五拾六石貳斗九升六合である。従つてもし高拾石の百姓ならば、約五十六分の一弱の負擔をなせばよいことになる。然るに實際に於いてはそれ以上になる。即ち「近來潰株并出奔百姓持分、村惣作分割出ヲ抜くため、文化十四年改の割高は四百六拾七石九斗四升壹合と算定されてゐる。従つて拾石高の百姓は五十六分の一ではなく、約四十七分の一の負擔をなすことになる。しかも上記の高は必ずしも役所から指定する高と一致するものではない。今便宜上先に文化十四年の年貢割付決定の通知を左に掲載して置かう。因みにこの年は定免ではなく、檢見取である。

「高六百三拾九石五斗五升七合

内四拾三石九斗三升四合 無地高

上田拾貳町九反四畝歩

内貳反七畝歩 當丑早損引

殘拾貳町六反七畝歩

此 訣

三畝歩

反七斗三升取

拾貳町六反四畝歩 檢見取

中田八町五反壹畝六步

内四反五畝步

當丑旱損引

殘八町六畝六步

檢見取

下田拾町貳反七畝貳拾六步

此 訣

四畝貳拾四步

反三斗取

拾町貳反三畝貳步

檢見取

上畑八町七反八畝貳拾七步

内三町三反五畝貳拾步半

當丑旱損半毛引

殘五町四反三畝六步半

反貳百文取

中畑拾三町壹反四畝拾貳步

内五町壹反貳畝八拾六步半

當丑旱損半毛引

殘八町壹畝拾五步半

反百六拾文取

下畑拾七町四反七畝貳拾六步

内五町五反七畝步半

當丑旱損半毛引

殘拾壹町九反貳拾五步半

此 譯

八町四反八畝拾九步

反四拾九文取

九町四反貳畝六步半

反百貳拾文取

屋舖貳町三反七畝拾八步

反貳百文取

取米ノ百四拾七石五斗四升四合

内壹石四升

名主給引

殘米百四拾六石五斗四合

此俵四百拾八俵五分八厘三毛 但三斗五升入

一米四石壹斗八升六合

口米組 壹俵ニ付壹升
宛三斗七升入

此俵拾壹俵三分壹厘四毛

取永ノ四拾貫八百六拾六文

一 永壹貫貳百七拾七文

口 永

一 永壹貫八百五拾五文

駒口永

一 永拾五文

川役永

一 永五貫三拾貳文

夫 永

永合四拾九貫四拾文

内百五文

大豆代引

此大豆四斗七升貳合

此俵壹俵三分四厘九毛

但三斗五升入

外大豆五石壹升八合

當丑旱損ニ付御買上用捨

殘永四拾八貫九百三拾五文

米四百貳拾九俵八分九厘七毛

納合 永四拾八貫九百三拾五文

大豆壹俵三分四厘九毛

外

米六俵四分四厘八毛

運賃組

百俵ニ付壹俵五分宛三斗七升入

大豆貳俵

運賃組

右同斷

右者當丑年御取箇書面之通ひ大小百姓立會無高下割合之霜月中急度可致皆濟者也」

この年は右割付にもあるやうに、旱魃が相當甚しかつたらしい。六月十五日には地方役所から、「打續旱魃ニ而、

此度於野木明神ニ今十五日來ル廿一日迄雨乞御祈禱被仰ひ間、其旨相心得、小前之者共迄不洩招可申渡ひ、尤參詣之義ハ勝手次第可致いと達したくらゐであつた。しかし夏成永はこれと關係なく收納さるゝものであるから、六月十二日付で廿六日に納付すべき旨が命ぜられてゐる。しかし上泉村では十一日にすでに割宛が行はれてゐる。そして期日通りに役所に納付してゐる。總金額金貳拾壹兩貳分と錢百拾七文である。しかしすべての百姓が完納し得たわけではない。これを表に作成すると次ぎの如くなる。(因みに永は標準割宛で、一貫文で一兩である。この六月の錢相場が七貫文で一兩であるから、永一文は錢七文に當る。頭書の番號は第二表のものに準ずる。以下すべて同じ)。

第 四 表

永	金	額	備	考
1 八百三十文六分	金三分ト五百六十四文			
2 七百六十九文三分	金三分ト百三十五文			
3				
4				
5 九十八文	錢六百八十六文			
6 四百文八分	金壹分貳朱二百三十一文			
7				
8 百四十貳文四分	金二朱百廿二文			
			門納(61)	
			四百文佐左衛	
			傳七納(13)	
9	金貳分貳百四十九文	永		
10	金貳分百四十文			
11	金貳分百四十文			
12	金貳朱四百廿九文			
13	金三分ト四百四拾五文			
14	金貳分貳朱貳百貳十一文			
15	錢四百九拾文五分			外ニ七拾四文 無地高
16	金二朱七十七文			
17	錢五百五十七文			

18	貳百六文	金貳朱五百六十七文
19	百廿五文	金貳朱
20	四百八拾四文	金壹分貳朱七百五十六文
21	百九十二文	金貳朱四百六十九文
22	*貳百八十四文	金壹分貳百三十八文
23	貳百七拾貳文	金壹分百五十四文
24	貳百八十六文三分	金壹分貳百六十六文
25	*貳百六十七文	金壹分百十九文
26	三百九文	金壹分ト四百十三文
27	九十六文	錢六百七十二文
28	貳百五十文	金壹分
29	百五拾壹文	金貳朱百八十二文
30	*四百貳十一文	金壹分二朱三百廿二文
31	四百貳十二文	金壹分二朱三百廿九文
32	*三百八拾六文五分	金壹分貳朱八拾壹文
33	百七文	錢七百四十九文
34	三拾三文	錢貳百三十一文
35	四百八拾七文	金壹分貳朱七百八十四文
36	五百五拾六文	金貳分三百九十二文
37	九百三十四分九分	金三分二朱四百十九文
38	六百七十四文六分	金貳分貳朱三百四十七文

外ニ年賦上納
貳朱

40	百三拾四文九分	金二朱六十九文
41	三百六拾六文	金壹分八百十二文
42	*百六十六文	金貳朱貳百八十七文
43	*百八拾五文九分	金二朱四百廿六文
44	百拾七文	錢八百拾九文
45	六十文六分	錢四百廿四文
46		
47		
48	百五拾文	金二朱百七十五文
49	*百六十文	金二朱二百四十五文
50	*百七十一文	金二朱三百六十九文
51	五百六十文	金貳分四百廿文
52	貳百二十七文	金二朱七百十四文
53	百六十一文	金二朱貳百五十二文
54	三百五十二文	金壹分七百十四文
55	*貳百四十一文	金貳朱八百十四文
56	百八十八文七分	金二朱四百四十六文
57	貳百七拾壹文	金壹分百四十七文
58		
59	六百廿貳文七分	金貳分八百五拾九文
60	四百文五分	金壹分二朱百七十九文

嘉藏納

内三百十七文
元右衛門(56)納

内百五十二文
おでん勇右衛門
納

61	六百廿六文三分	金貳分二朱九十壹文
62	三拾七文五分	錢二百六十三文
63	五百貳十六文	金貳分百八十二文
64	貳百廿六文	金二朱七百七文
65	*三百廿八文	金壹分五百四十六文
66		
67	八拾文四分	錢五百六拾三文
68	拾八文三分	錢百貳拾八文
69	四拾文	錢貳百八拾文
70	拾五文	錢百五文
71	五拾五文	錢三百八拾五文

72	三拾七文	錢貳百五十九文
73	百三十三文	金二朱五十六文
74		
75	貳百七拾文	金壹分百四十文
76	八拾九文貳分	錢六百廿四文
77	七百七拾貳文	金三分百五十四文
78	四百九拾九文五分	金貳分
79	百九拾壹文	金貳朱四百六十二文
80	三百三十三文	金壹分三百七十二文
81		

外ニ七十四文
無地高

右の中*印を附した者は完納しなかつたと思はるゝ者で、十一を算へるが、全體の一割五歩に當る。七月になつて畑方の檢見がなされた。地方役所から次ぎの如き命令が發せられた。

一人足七人

- 越路 金藏
- 川岸 惣藏
- 西村角太夫
- 齋藤吉左衛門
- 堀越門左衛門

右者其村、畑方見分として、明廿一日差口にて朝五ツ時出宅致出役の間、案内并書面之人足差出可申ゆ、且其外歎札等建置、小前帳取調、諸事差支無之様取置可被申ゆ、休泊之儀者前夜泊可申觸ゆ已上」

これは勿論秋作に對する見分であらう。田方に對する最初の觸書は八月廿日地方役所から出てゐる。

「當丑田方早稻中稻晚稻見定之上、九月五日迄ニ定納請書可差出ゆ、尤檢見皆損無根付田見分願出ゆ村方は村役人百姓代立會入念内見いたし、右日限迄之内願書可被差出ゆ、併少之損毛有之村方ニ而見分可相願存志ニ而も、内見濟迄麥作仕付手後は勿論諸入用費在之間敷事にも無之、百姓共見分可相願存志之村方は此段得と勘辨の上願書可差出ゆ已上」

上泉村はこの年の早損がかなり甚しかつたので、見分を願出でたものと思はれる。九月五日廻村の四日前、朔日に左の如き觸書が到達した。

「其村、爲廻村明後四日頃、役々出役有之の間、左様相心得、極老孤獨長病人、極貧ニ而雨露之凌も相成兼ゆも
の共、并當春廻村後養子縁組飛入百姓子育御救御手當被下ゆもの共、見分有之の間、夫々取調有無之段、前泊江書付可差出ゆ、

「一當春中、損地手續相願置候村、此度廻村之節見分有之の間、見聞相願置候村ニ而者、歎札小前帳取調、諸支差支無之様、用意可致ゆ、猶又日限林段等之儀者取究前以相申ゆ以上、

廻村は單に早損等の見分のみならず、一村の救貧視察をも兼たるものであつた。こゝに一寸注意して置くことは、

この廻村範圍が宗門改の時の寄村と相異なることである。即ちその範圍は新波村、近間田村、中里村、下泉村、上泉村、小林村、東水代村となつてゐる。さらに九月四日になつて、五人の役人が翌五日前六ツ半(午前七時頃)出宅するから、名主、年寄壹兩人に、百姓壹兩人、百姓代壹兩人、印形持參出張、又人足拾壹人準備して置くことを觸れてゐる。五日新波村が晝賄、押切村泊り、宿賄を命ぜられてゐる。

かくて九月になると國役及び御藏三役の割付が定る。國役は前年度子の年の分で、金壹兩三分二朱と錢六百八拾貳文、御藏三役の方は金壹兩と錢壹貫六百八拾文であつた。大體御藏前入用は高百石に付永貳百五十文ぐらゐであるが、この場合上泉村が村高六百三十九石として計算すれば、少し低いやうである。(但し錢相場兩に七貫文として)。しかし實際の割付石高は前述の如く四百六拾七石九斗四升壹合であるから、結局普通より高くならう。さて前記の兩者を合せて、貳兩三分貳朱と錢貳貫三百六十六文、これを錢に換算して、貳拾貳貫四百九拾壹文、高壹石につき四拾八文づつの負擔となつた。さらに朝鮮聘使に關する國役高掛り金、壹兩壹分と永五拾貳文四分六厘八毛、及び前年子年御藏修葺掛り割落し、壹貫九百六拾五文、合計錢拾壹貫九拾五文、この割壹石につき貳拾四文と計算された。従つて合計金四兩三分と錢三百三拾六匁となる。作左衛門が各々から取立て惣代に渡した總金額は金三兩三分二朱で、三分貳朱と錢三百三十六文は名主の負擔となる。各次の割宛は次ぎの如し。

第 五 表

番付	國役及番給	對州國役	備考
1	六百四拾壹文	三百二十一文	名主
2	—	—	—
3	—	—	—
4	—	—	—
5	貳百貳文	百壹文	—
6	五百拾四文	貳百拾七文	—
7	—	—	—
8	八拾四文	四拾四文	外ニ三百卅二文清藏分
9	七百拾六文	三百五拾八文	—
10	六百八拾八文	三百四拾四文	—
11	五百四拾三文	貳百七拾貳文	—
12	四百拾三文	貳百拾七文	—
13	八百四拾貳文	四百貳拾壹文	—
14	四百貳拾五文	貳百拾三文	—
15	三拾六文(?)	拾八文	でん納
16	八拾七文	四拾四文	—
17	六拾貳文	三拾壹文	—
18	—	—	—
19	貳百三十壹文	百拾六文	—
20	四拾三文	貳拾貳文	—
21	三百八拾八文	百九拾四文	—
22	—	—	—
23	—	—	—
24	—	—	—
25	—	—	—
26	—	—	—
27	—	—	—
28	—	—	—
29	—	—	—
30	—	—	—
31	—	—	—
32	—	—	—
33	—	—	—
34	—	—	—
35	—	—	—
36	—	—	—
37	—	—	—
38	—	—	—
39	—	—	—
40	—	—	—
41	—	—	—
42	—	—	—
43	—	—	—
44	—	—	—
45	—	—	—
46	—	—	—
47	—	—	—
48	—	—	—
49	—	—	—
50	—	—	—
51	—	—	—
52	—	—	—
53	—	—	—
54	—	—	—
55	—	—	—
56	—	—	—
57	—	—	—
58	—	—	—
59	—	—	—
60	—	—	—
61	—	—	—
62	—	—	—
63	—	—	—
64	—	—	—
65	—	—	—
66	—	—	—
67	—	—	—
68	—	—	—
69	—	—	—
70	—	—	—
71	—	—	—
72	—	—	—
73	—	—	—
74	—	—	—
75	—	—	—
76	—	—	—
77	—	—	—
78	—	—	—
79	—	—	—
80	—	—	—
81	—	—	—

善治郎納

吉左衛門納

43	貳百貳文	百三文	久五郎納
44	貳百三十文	百拾五文	—
45	百四拾八文	七拾貳文	—
46	—	—	—
47	—	—	—
48	百九拾五文	百文	—
49	四百三拾貳文	貳百拾六文	—
50	三百八拾五文	百九拾貳文	—
51	—	—	—
52	貳百三拾貳文	百拾六文	—
53	四十九文	貳拾五文	—
54	三百六拾文	百八拾文	丈八納
55	三百八拾八文	百九拾四文	—
56	三百五拾五文	百七拾五文	—
57	貳百八拾三文	百四十貳文	—
58	—	—	—
59	五百四拾四文	貳百七拾貳文	—
60	三百四拾四文	百六拾八文	—
61	六百九拾四文	三百四拾六文	—
62	貳拾貳文	拾壹文	—
63	—	—	—
64	—	—	—
65	—	—	—
66	—	—	—
67	—	—	—
68	—	—	—
69	—	—	—
70	—	—	—
71	—	—	—
72	—	—	—
73	—	—	—
74	—	—	—
75	—	—	—
76	—	—	—
77	—	—	—
78	—	—	—
79	—	—	—
80	—	—	—
81	—	—	—
82	—	—	—
83	—	—	—
84	—	—	—
85	—	—	—
86	—	—	—
87	—	—	—
88	—	—	—
89	—	—	—
90	—	—	—
91	—	—	—
92	—	—	—
93	—	—	—
94	—	—	—
95	—	—	—
96	—	—	—
97	—	—	—
98	—	—	—
99	—	—	—
100	—	—	—

以上の割付につき、各戸に變化があつたためか、一二不審に思はるゝものがあつたが、暫くそのままにして置く

た。續いて畑方秋成年貢徴收の命令が九月十四日に渡り、同廿六日まで納付しなければならなかつた。錢相場は前の場合と變りがなかつた。永が拾貫六百拾七文餘で、金六兩貳分と錢廿八貫文と云ふ總計になつてゐる。結局拾兩貳分である。

第六表

永	金	額	備考
1	金壹分二朱百七十五文		
2	三百七十五文	金壹分貳朱	
3			
4			
5	三拾文	錢四百拾文	
6	貳百文	金貳朱五百廿五文	
7			
8	七拾五文	錢五百廿五文	
9	貳百六拾五文	金壹分百五文	
10	貳百五十文	金壹分	
11	貳百六十文	金壹分七拾文	
12	九拾五文	錢六百六十五文	
13	四百文	金壹分二朱百七十五文	
14	三百廿五文	金壹分五百廿五文	
15	三十五文	錢二百四十五文	
16	七十文	永	
17	四十文	錢四百九十文	
18		錢貳百八十文	
19	百三文	錢七百廿一文	
20	五十文	錢三百五十文	
21	貳百四十貳文	金二朱八百拾九文	
22	百文	錢七百文	
23	百四十貳文	金貳朱百十九文	
24	百三拾六文	金二朱七拾七文	
25	百文	錢七百文	
26	百三拾四文	金貳朱六拾三文	
27	百五十五文	金二朱二百拾文	
28	四十八文	錢三百三十六文	
29	百廿五文	金貳朱	
30	七拾五文	錢五百廿五文	

31	貳百拾文	金二朱五百九十五文	
32	貳百貳拾壹文	金貳朱六百七十五文	
33	百九拾五文	金二朱五百十一文	
34	五十三文	錢三百七十一文	
35	拾七文	錢百拾九文	
36	貳百四十九文	金貳朱八百三十三文	
37	貳百七拾八文	金壹分貳百文	
38	四百八拾文	金壹分貳朱七百三十五文	
39	三百三十五文	金壹分五百九十五文	
40	九文四分	錢六十六文	嘉藏納
41	百八十三文	金二朱四百六文	
42	八十三文	錢五百八十一文	
43	九十三文	錢六百五拾一文	
44	六十四文	錢四百四十四文	
45	三十三文	錢二百三十三文	
46			
47			
48	七拾五文	錢五百廿五文	
49	九拾文	錢六百三十文	
50	七拾四文	錢五百十八文	
51	貳百八拾文	金壹分貳百拾文	
52	百拾四文	錢八百貳文	
53	八十壹文	錢五百六拾七文	
54	百八十五文	金二朱四百廿文	
55	百廿壹文	錢八百四十七文	
56	九拾四文	錢六百五拾八文	
57	百三拾六文	金貳朱七拾七文	
58			
59	貳百文	金貳朱五百廿五文	
60	貳百文	金貳朱五百廿五文	但し貳朱のみ納
61	三百拾三文	金壹分四百四十三文	
62	拾八文	錢百廿六文	
63	貳百六拾三文	金壹分九拾壹文	
64	百拾三文	錢七百九十三文	
65	百六十四文	金貳朱貳百七十三文	
66			
67	四十二文	錢貳百九十四文	
68	拾文	錢七拾文	
69	廿文	錢百四十文	
70	八文	錢五十六文	
71	廿八文	錢貳百文	
72	拾八文	錢百廿六文	
73	八拾文	錢五百六拾文	
74			

75
76 百三拾五文
77 四拾五文
78 三百八拾六文

金貳朱七拾文
錢三百拾五文
金壹分貳朱七十七文

79 貳百四十五文
80 九十五文
81 百五十一文

金貳朱八百四十文
錢六百六十五文
金貳朱百八十一文

以上の收納をなし終ると、間もなく九月廿八日に早稲田の檢見觸があつた。

「一人足拾四人、馬壹匹

早川 惣右衛門

小野田 平四郎

越路 金藏

河岸 惣藏

黒澤 能右衛門

源川 播四郎

石田 鐵治

右者其村、早稲田爲檢見、明後朔日駒込村泊りニ而翌二日上泉村ニ而出役有之の間、人馬繼立等申合、諸事差支無之様取斗可申ひ已上」

さらに十月九日同じく檢見並びに皆損田見分のため、十二日頃城下古河町を出發すると云ふ通知があつた。「尤宿之儀者成丈ヶ登軒ニて間合ひ様相心得、若役宅手挾之場所者、百姓家ニても手廣之方用意致可い」と云ふ注意があ

つた。見分村は廿六ヶ村、檢見村は貳ヶ村であつた。八人の役人が豫定通り十二日に古河を出發して檢見をなした。それ等に關する費用については後に述べる。

十一月五日未だ割付の決定されぬ以前に、突然餅米入用につき、拾貳俵十五日迄に納付すべしと云ふ命令が下つた。しかも未だ期日にならぬ八日に來る十四日迄に七分通りは御藏納すべしと催促してゐる。延引いたし村方も有之ゆ得共、御急之事故隨分致出精可申納」と云つてゐる。その理由は全く解らない。ところが中々納付しなかつたものと見え、十一月廿一日になつて、又ミ早々相納むべき督促狀を發してゐる。

十一月十九日貢米割賦納方の通知があつた。そして廿三日に御物成割付を廿六日に相渡すから出頭すべしと云ふ通知があつた。それが最初に掲げた割付書である。納方の通知が先に來るのは、順序が逆の様に思はれるが、納付方法の方が實際的なもので、割付の方は計算の基礎を示したに過ぎないからであらう。

先づ納米總額は前掲割付にあるが如く、本米、口米及び運賃を寄せて、四百三拾六俵三分四厘五毛となる。それを御城米三拾四俵、並御用米七拾貳俵、御膳米三俵、餅米拾壹俵、粃米四拾四俵(正米にして貳拾貳俵)をそれぞれに收める。殘部は藏米となる。永は本途口米、駒口永、夫永、川役永共に、四拾八貫九百三拾五文で、金四拾八兩三分、永百八拾五文となる。その内夏成貳拾壹兩貳分(第四表)、秋成拾兩(第六表)はすでに上納した。又冬成上納拾貳兩壹分ト永百五拾三文、夫永五兩ト永三拾貳文はそれぞれ上納し、翌文化十五年寅四月に全部皆納の請取を與へられてゐる。以上の外に大豆壹俵三分六厘九毛(本途運賃共)、糠藁永八百貳拾四文を合せ納め、これで貢租は全

部である。

もし田一反につき平均米一石の収穫があるとするならば、早損の検見引となれる反敷を引去ると、三拾壹町一畝餘であるから、三百十石の収穫があるべき筈である。これに對して、百四拾八石弱を課してゐるが、これは恐らく五公五民の標準であらう。又口米運賃等を加算すれば收穫三百十石の假定に對しても半々になるから、大體半分を貢租と見てよ。

各戸の割宛は如何。今すべての家について第四表、第六表の如きものを作製するには、少しく資料が不足であり、かつ繁雜に耐へないから、大中小農の各代表的なもの一名について、大體上記各貢租の負擔を記して見よう。

第七表

番號	石高	田方	畑方	糠	糠	糠	糠	糠	糠
63	二十石餘	十九俵三斗四升九合	永一貫六百十二文三分	金壹兩 _ト	四貫二百八十六文	五百壹文	夫永等	壹貫四百六十二文	夫永その他
6	十石餘	十一俵三斗七合	永一貫八十四文	金壹兩 _ト	五百八十八文	二百五十八文	夫永等	七百八十二文	夫永等
22	四石七斗	三俵三斗五升五合	五百六十六文三分	錢三貫四百六十四文	百廿四文	夫永等	三百六十一文	夫永等	

この一俵は四斗入である。以上の外に第五表に掲げた永を加算する必要がある。その外にも今は算出し得ないものが、幾らかあるが、それ等は大きなものではない。唯こゝに注意を要するのは割付には三斗五升入とあるにも拘らず、實際には四斗入として詰めてゐることであつて、従つて割付に依る計算よりも貢租が重いことになる。算

法地方大成」などを見ると、

「右俵入中古は納米斗榭に山盛に斗りしゆゑ三斗五升入壹俵は四斗餘もあり、其後農民御救として壹俵に付二升程も入目減するなり、猶又元和年中百姓御救として三斗五升入に貳升の延米を加へ三斗七升入にて納む、尤三斗六升はかり、七升目は山榭にて斗るなり、享保年中三斗七升の上込米貳升を加へ納むる事始りしが、其年限にて止む、また元の三斗七升入となりたり」(卷二、四十一丁)。

何れにしても農民の負擔が大になつて來ることは明かである。一俵を四斗入として計算すると、その納付せる四百三拾六俵三分四厘五毛は百七拾四石五斗三升八合で、實際納むべき石數百五拾四石餘(口米運賃共)に比して、二十石餘の増徴となる。勿論吟味の際や、運搬の際に喪失する高も相當あらうが、農民の負擔の増大には變りがない。

五

なほ以上の計算をなすつゝある際に發見したことは、第二表に掲げた石高さへも、それは實際に各家が所有するものを示すものでないことが解つた。勿論名義上はそれぞれの所有田畑であるが、事實は大百姓の手に歸してゐるのである。即ち家計困難のため、出奔し去つた者、又は擔保にとつて金を貸したものでないかと思はれるものがある。

今解つたものだけを擧げると次ぎの如くなる。

第八表

	元	高	合併されたるもの
1	十八石四斗七升三合		(20)九斗五升七合
2	十三石一斗七合		(48)四石五升六合 外一不明
6	六石六斗五升三合		(46)三石五斗一升二合
9	十四石九斗		(61)の一部
13	十七石五斗四升四合		(7)二石四斗三升九合
24	五石九斗三升		(4)及び(67)の一部
25	六石四斗九升八合		(3)、(4)及び(61)の一部
26	七石六斗一升九合		(58)及び(61)の一部
27	十石二斗七升六合		(61)の一部
31	九石二斗九升四合		(18)の一部 (16)一石八斗一升三合 (66)の一部
32	十六石八升一合		(61)の一部
33	九石四斗四升七合		(67)の一部
36	十一石五斗八升三合		(17)の一部
38	十石九斗五升七合		(62)の一部
39	十四石三斗四合		(3)及び(67)の一部
59	十一石三斗三升七合		(3)(17)(18)及び(61)の一部 (40)三斗三升
60	七石一斗四升九合		(61)(62)の一部

63	二十石二升六合	(58)の一部
64	十石二斗八升二合	(47)(三石二斗一升 (61)の一部
65	十一石四升一合	(62)の一部
78	九石六斗九升五合	(66)の一部

右の表が語るところは、大體に於いて持高の少ない小農が大農に併合されてゐる事實である。しかし上泉村に於いては絶對的勢力を有する大農はなかつたらしい。合併せる百姓は大體に於いて十石以上、もしくはそれに近いものであることは、右の表に依つて解るが、合併された百姓を見ると(第二表参照)、文化十四年度に於いて抹消された(3)(4)(7)(18)(46)(47)(58)(66)を前年度の持高で計算に入れれば、五石以上の者は四戸に過ぎない。その内(61)の十四石四斗と云ふのは殆ど例外と云つてもよい。事情は全く不明であるが、何等かの事件があつたのであらう。それに次ぐものは、(18)の七石六斗である。一石以下の者は(67)(20)(62)(40)の四戸である。以上に依つて、すでに前述せる如く、大農への併合の傾向は、比較的その傾向の弱い上泉村に於いても、かなり現れてゐたと云つてよからうと思ふ。

六

問題を再びもとに歸して、農村の負擔について考察すれば、上記の貢租の外に、なほ多くの負擔が村全體にかゝつてゐる。先づ最初に檢見に關する費用について調べて見よう。この年に數回見分の役人が出張したことは、すで

に第四節で述べた通りである。役人出張に際し如何なる負擔があつたかと云ふに、殆どすべて實物負擔の如くである。即ち「晚稻御檢見諸入用扣帳」(十月廿二日分)を見ると、米、引割、そば、小麥、夜著、布團、草鞋、菓子、大豆、さんま、大根、菜、いも等が上つてゐる。大部分名主、年寄以下、大百姓が提供してゐる。しかし後にこれが何れも評價されるらしく、大根二本二十文とか、菜三拾二文とか記されてゐる。但し米とか夜着とか重要なものは値段が記してない。「當丑御檢見諸懸り割賦帳」には、この年の檢見入費を金三兩貳分と錢三拾貫九百四拾四文と記してゐる。その内御賄代金壹分ト壹貫八百四拾四文は給與されたものらしく、これを差引金三兩壹分と錢貳拾九貫百文、錢に直して五拾壹貫八百五拾文を各戸に割賦してゐる。

その割賦を上納せる米高に應じて按分してゐるのであるが、その高を米五百九拾六俵、内皆損田引貳拾六俵、名主分拾俵を引去り、 \times て五百六拾俵としてゐる。貢租米として納付したものは、前述の如く四百三拾六俵餘であるから、その外に百貳拾三俵餘上納してゐることになる。この上納に關する記事は現在ある文書中の何處にも發見出来なかつた。「當丑田方御年貢米勘定帳」の納俵數を總計して見ても、この數字は出て來ない。全く不明であるが、これに依つて前記の金額を割り、壹俵九拾三文とし、壹斗につき貳拾貳文づつ、壹升到三文づつとしてゐる。この割合も頗る妙で、升納の分が一番損で、斗單位のものが一番得となる。

次に村諸入用費である。今かりに(一)賄、(二)諸色、(三)食料、(四)筆墨紙、(五)公役諸掛、(六)旅費の六項目に分ち、盆暮二期の支出を表示すると次ぎの如くなる。暮の分は帳簿蟲喰のため不明のものが二三存する。

第九表

	前期 (七月)		後期 (十二月)	
	金 高	錢に換算	金 高	錢に換算
賄	錢三貫五百八十六文	三、五八六	錢十貫百三十六文	一〇、一三六
諸色	錢一貫四百八十九文	一、四八九	錢六貫二百八十四文	六、二八四
食料	錢九百十八文	九一八	錢二貫五百五十文	二、五五〇
筆墨紙	錢三貫三百文	三、三〇〇	錢三貫三百文	三、三〇〇
旅費	錢三百文	三〇〇	錢三貫二百十五文	三、二一五
公役諸掛	錢二百十六文	二一六	錢四兩二朱ト	四二、九五四
前期未拂分	金一分貳朱ト 錢一貫二百六文	三、八三一	金二分ト 錢一貫百四十文	四、六四〇
不明分			金四兩二分二朱 四十貫七百四文	七三、〇九七
總計	金一分貳朱ト 十一貫十五文	一三、六四〇	金四兩二分二朱 四十貫七百四文	七三、〇九七

これを各持高に割付け、前期は高一石につき三十文で、後期はすでに以前に取立てた諸役錢、俵賣代等金壹兩壹分と錢七貫三百五十五文を差引き、一石につき百二十二文宛となつた。もし全部割宛てれば、百五十六文宛となる。この内賄と云ふのは、恐らく出張し來たれる諸役人等に對する御馳走らしく、諸色は諸雜費、竹代、繩代等を含む、食料は村役人が役宅に於ける食事用のもので、米、豆腐、いも等の購入費である。名主の私宅が役宅であつた當時

に於いて、これ等の費用や筆墨紙がどれだけ嚴重に公私の別を立てゝゐたか疑はしい。旅費は村役人の出張の泊賃や舟渡賃等を含む。公役諸掛が前期に比して、後期に頗る多いのは、貢租納付の關係上止むを得ない。例へば「御藏諸掛り」として、金壹兩壹分と錢九貫七百文を消費してゐるが、錢七貫文を壹兩とすれば、實に全部で三兩に近い金を費してゐるのである。この後期の公役諸掛の中に、古河年始壹貫八百文、野廻役中年始金二朱と二百文を計上してゐるが、これは來年正月の分を豫め前年度に徴集してゝ置くのであらうか。何れにしてもかうした公役諸雜費と云ふものは少なからざるものである。當時文化期にあつては、嘉永、安政頃に盛んに現れてゐる浪人草鞋錢なるものは、未だ全く見當らない。

次に鷹場に關する諸費用であるが、これについて如何なる負擔が農村にかゝつて來るか、その大體を知るために、これに關する主なる觸書を月日の順に掲げて見よう。八月四日に禁獵に關し、次ぎの如き命令が、御鷹方野廻役から發せられてゐる。

「以廻狀申達ひ、前々々被仰渡ひ御鷹場御法度相守可申ひ、附たり魚殺生之儀、當八月朔日ヨ來三月晦日迄御停止被仰渡ひ間、得其意例年之通り札立來りひ場所へ立置、御停止急度相守可申ひ、尤此廻狀村下請印いたし、不限晝夜早々順達、留村に可相返ひ。」

如何なる理由かは知らないが、魚獵禁止が、假令ある特定の場所だけであつたとしても、禁獵期間が一年の三分の二の期間に互ることは甚しいものと云へよう。さらに八月二十六日同じ役向から左の如き觸書が出てゐる。

「以廻狀申達ひ、其村々鴨堀通樹木伐透并下草刈込之義、來ル九月晦日迄例年之通、皆出來致置可被申ひ、且又堀々御鷹渡り假橋之義、前文同様同月晦日迄ニ毎年掛り來りひ場所、掛ヶ置可被申ひ、尤目印笹竹壹本つゝ建立、御用御差支無之様、取斗可被申ひ、勿論此廻狀村々請印不限晝夜早々順達、留り村々、我等宅可被相返ひ以上、」
しかしこの年は十月以來「殿様御病氣、爲御平癒野木大明神におゐて御祈禱」をする有様であつたから、勿論自身の鷹狩はなかつた。しかし鷹匠の順廻はあつたらしく、十一月六日左の如き觸書が到達してゐる。

「一御鷹三居

御鷹匠

杉山 吉左衛門

并御組合

右者一兩日中ニ其邊江當着被致ひ間、鴨堀通渡假橋相改、損しひハ、直し置、御用御差支無之様取斗可被申ひ、尤此廻狀刻限迄早々順達、留村々我等廻村先江可被相返ひ以上」

これ等鷹匠の宿泊に際しては、勿論村々に相當の負擔をかける。鷹匠の宿泊賃として木錢として渡さるゝ金額は全部を償ふに足りないものである。文化十四年正月の「御鷹宿諸入用割帳」は勿論前年度分であるが、それに依ると、金壹分二朱と錢拾貫三百三拾七文かゝり、木錢として三百三十四文を與へられてゐるに過ぎない。この場合も名主を始め、大百姓が米、眞木その他の實物を供給し、これを金錢に評價して割宛てゝゐるのである。この鷹匠關係の金額は少ないけれども、それに關聯して提供される村の勞力は決して少ないものではなかつたらうと思はれる。

さらに勞力提供には自普請場がある。橋梁道路等の普請は、一部公の負擔に依るところもあるが、一部は村方の負擔である。これ等の普請は勿論農閑期になさるべきもので、従つてこの年も正月に村普請にかゝつてゐた。然るに鷹匠筋から次ぎのやうな苦情が出てゐる。

「以廻狀申達ゆ、其村々八耕地筋ニおゐて土普請等いたしゆ村方茂相見へゆニ付、此節右土普請有之ゆては、人足多、鶴代差障り相成ゆ間、鶴御投飼御用相濟迄、耕地土普請并野火焚之義堅相控可申ゆ……」

これと上泉村の普請と關係があつたか如何かは解らないが、何れにしても普請が多く勞働を要することは明瞭である。この年の入用がどれ程あつたかは不明である。

この外隨時に勞働を徵發さるゝことが少なくない。又馬を多く徵集されることもある。例へば蘆朶積の際の如きである。勿論かう云ふ場合には賃銀は與へられる。

「馬拾六匹

上泉村

右者赤塚村御林々蘆朶附出ゆニ付、前書之馬、來ル七日八日兩日割合、才領差添、右御林江可差出ゆ、尤去年中之觸之通、壹疋ニ付拾六束付、駄賃六拾四文宛相渡しゆ間、左様相心得、於役所受取可申様申付、可差出ゆ、且附込等いたしゆ義者勝手次第可致ゆ、其段山守共江茂申付置ゆ已上、

正月廿八日

山方役所

賃銀を與へられたとしても、殆ど村の全部の馬が徵發されることは、(届出馬數は十八匹である)、もし他に仕事の

ある場合には全くこれを阻止せざるを得ないのである。殊にその賃銀が最低であり、費用を償ひ得ないことが多いのであるから、農村經濟のかうした目に見えぬ損失も少なくなかつたのである。

最後に徳川時代の農村にとつて、甚しい負擔となつたと云はれる助郷の問題であるが、遺憾ながらこの年に關する資料は頗る乏しい。上泉村は日光例幣使街道の富田宿に助人馬を出だすことになつてゐる。この年も例幣使通行の際には勿論徵發されてゐる。

「一人足貳拾七人

上泉村

右者日光

御例幣使様來ル十二日夜佐野宿御旅館ニ而、翌十三日未明當宿御通轡被爲疑ゆ間、書面之人足并才料指添、十二日夕詰可被遣ゆ、尤老人小供相除被成可、且此廻狀村下被成印形、辨時進□早々御順達、留村々御返し可被成ゆ以上
文化十四年丑四月十日
富田宿役人

しかし實際に徵發されるのは、單に日光例幣使通行の際ばかりではない。今この年の資料がないから、明和五年の分を左に示して、その大體を覗ふ資料とする。

第十表

月日	人足	馬	使用數	賃錢	備考
二月十七日	三人	二匹	輕尻一匹	廿三文	

徳川時代に於ける農村經濟の一端

二月廿日	四人	二匹	人足四人	百廿四文	日光火消役通行
四月十三日	二十人	ナシ	人足二十人		日光御例幣使通行
四月廿七日	三人	二匹	人足二人	四十文	日光火消番通行
四月晦日	四人	二匹	人足三人	四十七文	同上
七月六日	三人	二匹	人足三人		同上
七月九日	五人	二匹	人足五人	二百文	同上
八月廿日	十一人	二匹	人足八人	二百七十三文	〔大久保伊豆守家中通行 日光興雲院御用〕
九月十六日	ナシ	二匹	馬二匹	四十四文	日光火消番通行
十一月廿日	三人	二匹	人足三人	三十四文	同上
十一月廿六日	四人	二匹	人足三人	三十六文	同上
			馬二匹	(馬二匹分)	同上

以上の如く觸當に依つて人馬を提供しても、必ずしも全部が使用されるわけではなく、使用されなければ、賃錢も與へられぬ。一日無駄に費して歸村することになる。しかもそれが四月、七月、八月、九月と云ふやうな農繁期に當つては、全くたまつたものではない。唯日光例幣使街道と云ふやうな、比較的通行の少ない宿驛に當つてゐるから、東海道その他の大街道に於けるものほど、弊害はなかつたやうである。しかしなほその負擔は上述のみに止まらず、以上の外に富田宿に對し、役場錢なるものを支拂つてゐる。その割合は持高壹石につき壹ヶ月三文七分七厘となつてゐるが、總額年に五兩貳分と計上されてゐる。なほ助郷については他日纏めて述べたいと思つてゐる。

七

以上文化十四年度に於ける上泉村の負擔を出来る限り明かにしようと試みたのである。勿論以上がその負擔の全部ではない。藏米搬入の運賃や大豆買揚の負擔等、この年の資料を缺如してゐるものは、これを省略してある。又さらに神社佛閣等の勸化その他に、村民が相當の費用を遣つてゐることは明かである。現にこの年にも同國小野寺村大慈寺に對しては特に寄附を致すやう、觸書を以つて勸誘してゐる。即ち

「右寺内大師堂及破壊、修復爲助成、當丑年ノ三ヶ年之間、勸化被成御免、御領分可致巡行、右者御領内古跡之譚ケヲ以、日光御門主様ノ御頼被仰入ハ義ニ付、御免被成御事ニハ間、志之輩者、分限ニ應じ、成丈ケ相應ニ寄進致し可遣ハ已上」

かうした半ば強制的な寄附以外に、當時の如く民間信仰の盛んな時代にあつては、幾多の寄謝がなされ、農村の窮迫を加へ、その窮迫が又一層多くの寄謝をなさしむる機會を作つたのであつた。その外村の祭禮費や冠婚葬祭の費用等が農民の僅かな収入に、かなりの負擔となつたことは明かである。上泉村については、今この部分を知るべき資料は全く有してゐないので、具體的に明にすることが出来ない。

さらに耕作に要する諸費用、種代や肥料代、さらに諸農具の修費を考へる時、その収入の大部分が上記の諸費用に宛てられ、生活費として残るところは極めて乏しいものであつたことを、十分に想像し得る。従つて小農は僅

かに保有してゐたその土地を質入して、小作人に轉落する。彼等がさうした地位に陥ると一層苦しい状態に進む。例へば前述したやうに、實物を提供する農民は比較的富有の百姓であり、その實物を評價して貨幣額の割宛を受ける者は小農である。その場合富有な者の方が利益であることは説明するまでもあるまい。

かくしてこゝに農民の借金生活が始まるのである。しかし彼等が兎に角もかうした生活に相當永く耐へ忍び得たのは、その負擔が未だ多く勞力や實物であつたこと、及び五人組制度等に依つて、ある程度の緩和策が講ぜられてゐたためである。

上泉村の五人組規約は比較的簡單なものであるから、左に紹介して置かう。

「右之通五人組相互ニ吟味仕、御法度之趣相守リ可申仕、

一火之元常々申合大切ニ可仕仕、

一五人組之内身持惡敷ものハ、異見仕可申仕、若承引無之ハ、吟味之上如何様ニ茂可仕仕、

一御年貢諸(請か)等難澁仕ものハ、五人組立合詮儀仕、御上納爲仕可申仕、若シ本人滞申ハ、五人組之内ニ而先取替御定納可仕仕、其上ニ而何分ニ茂埒明申様可仕仕

一田畑荒シ不申仕様ニ可仕仕、自然收納之節長煩杯仕ハ、五人組立合仕、御收納可仕仕

一他所は罷出一夜泊りにハ、五人組申通し、其上先様參所村名申置罷出可申仕、尤長逗留仕申間敷ハ、

一何様之六ヶ敷儀、出來申ハ共、五人組之内ニ而相談仕、相濟申様ニ可仕仕、若組之内ニ而相濟申かたき儀ハ

々、村役人江申出吟味可仕仕、

一萬一惡事出來、内證ニ而相濟不申、御公儀様江御訴申上ハ節、入用雜用之儀者本人出シ可申仕、若不足ハ、

五人組ニ而出シ可申仕、急御用御座ハ、其身雜用間合ふ申ハ、組之内ニ而先取替出シ可申仕、其品ニより吟味可仕仕、

一惣而不依何事、惡事仕出シ申間敷ハ、尤腰おし、根取并徒(黨か)ケ間敷義仕間舖ハ、

右之通常々申合、諸式相守可申仕、爲後日五人組判形仍而如件

寶曆九巳卯年五月」

以上の諸項がどれほどまで實行されたか、殊に相互扶助の規定が、次第に自然經濟の破れつゝあつた當時、どの程度まで實行し得られたかは疑問であるが、兎に角かうした申合せが、彼等の經濟的窮迫をある程度まで緩和し得たことは認められよう。この農村負擔は江戸時代を通じて増大しつゝあつたと云ふ。然らばどのくらゐ増加したか。同じく窮迫せる武士階級が、その負擔を農村に轉嫁しようとする結果、あるひは増税となり、あるひは御用金の徵集となる。文化十四年度の上泉村に於いては何等の御用金も課せられてゐない。しかしその以前の負擔、及びその以後に於ける負擔は如何であつたか。次ぎの機會に私は私の有する資料の許す限りに於いて、この點を明かにしたいと思ふ。本篇は云はゞその前提として説明し來たつたものに過ぎない。(昭和十年九月二十三日稿)